

## 総合農協の特質とセーフティネット

—とりまく環境から総合農協の“強み”を考える—

日本大学生物資源科学部食品経済学科 准教授  
(元: 社団法人農協共済総合研究所 主任研究員)

高 橋 嶽

### 1. はじめに

#### —今、問われる2つの課題—

筆者が農協に関わりを持って20年以上になる。埼玉県における単位農協（JA）職員としての現場体験を皮切りに、中央の酪農団体勤務を経て、当研究所にも9年間お世話になったが、その間の業務と調査研究を通じて、農協系統組織・関連団体の様々な地域と部門の現場を歩くとともに、そこにおける大きな変化も肌で感じてきたつもりである。

そうした中、最近、農協の現場を歩いていて気になるのは、時に「職員の方々の自信のなさ」が目立つことである。こう書くと「私はそんなことはない」とお怒りの方もいるかも知れないし、確かにそうでない方も大勢いらっしゃるのは分かっているが、そのようなケースもままあることは指摘せざるを得ない。それはなぜか。一般に、農協に限らず組織で働く者にとって、「自分のいる組織や仕事は何のためにあるのだろうか」という疑問があるとき、「自信のなさ」となって表れるのではないかと思う。

筆者が農協に在職した1980年代半ば、農協は今よりもはるかに社会的な「力」を有し、職員の間には「我々農協が地域と地域農業を守っている」という気概もあった。しかしその一方で、農協職員の「推進」に対する感情は、正直、複雑なものがあった。いうまでもなく農協は、農家組合員の営農と生活を守る

ためにあり、同時に地域の人々のお役に立っている組織である。その使命を全うし運動・事業・組織の再生産を図るためには、職員は普及推進で汗を流さなくてはならない。それは理解できたが、当時、地域のニーズから遊離したと思われる推進品目・業態もなかつたとはいえず、その推進を担当する職員の中には、組合員・利用者から批判の矢面に立たされた者もいた。現在こうした事象は、後述するような農協への「攻撃」が激化し、厳しくなった事業環境下にある中、多くの部門で拡大しつつあり、それが職員の方々の「自信のなさ」にもつながっていることは、大筋で疑いがないであろう<sup>1)</sup>。

すなわち、現在の農協における大きな問題は、営農販売などを除く農協職員の方々が「今の自分の仕事が、なぜ、協同組合である農協において行われなくてはならないのか」という問い合わせに対して、明確な回答が得られないという苛立ちにあるのではないだろうか。換言すれば、「農協共済事業は、営利企業による保険事業と、何が・どこが・なぜ違うのか」「農協の口座にお金を預けるということ（信用事業）は、メガバンクのそれと何が違うのか」といったストレートかつシンプルな問い合わせに、自ら、あるいは関係者が十分答えきれていないのでないかと思われる所以である。無論、教科書的な「非営利性」の説明だけでは答にならないことはいうまでもない。

この問題を解き明かし、農協に関わる方が

「自信を持って」働くためには、次の2点を確認する必要がある。まず第1の課題として、今日の農協がどのような環境に置かれているのかを十分分析すること、そしてそのことが「地域密着」でありかつ「地域から離れられない」組織である農協にとってどのような影響を与えていたのかを確認することである。第2の課題として、総合農協が、地域社会で自らが果たしている機能と役割を再確認し、「自分が何者であるのか」を自覚して「農協の社会的な存在理由を理解することである。

本稿では、紙数の関係から限定的な論点の提供に留まることになるが、詳しくは、筆者がほかで展開した論考等を参照していただきたい<sup>2)</sup>。

## 2. セーフティネットの空洞化と私たちの生活

「第1の課題」として、まず筆者が繰り返し指摘している「公的なセーフティネットの空洞化」の問題をみよう。

現在、「年金問題」「格差問題」に象徴的に示される社会保障政策の相次ぐ見直しや、若年層に顕著な雇用の不安定性の増大、それらの所産である少子化の進展等が、我々の生活基盤に大きな影響を与えていた。2007年8月に発表されたジニ係数が0.5263と調査開始以来最高になったことで明らかに<sup>3)</sup>、かつて「総中流化社会」と称された日本は、すでに「所得格差が拡がり富が偏在する社会」に転化しており、都市と農村、中央・地方の格差もまた広がっている。

いうまでもなく、この結果をもたらした現

在の経済政策は、「市場原理主義」をベースとする新自由主義的政策であり、国際的には「グローバリゼーション」を、国内的には「構造改革」を柱としているが、我々はそれによって、「戦後日本社会」を支えてきた様々な「安全弁」を次々に開放される中で、一層の競争に駆り立てられている。(この「安全弁」を、本稿では「セーフティネット」とする<sup>4)</sup>。)

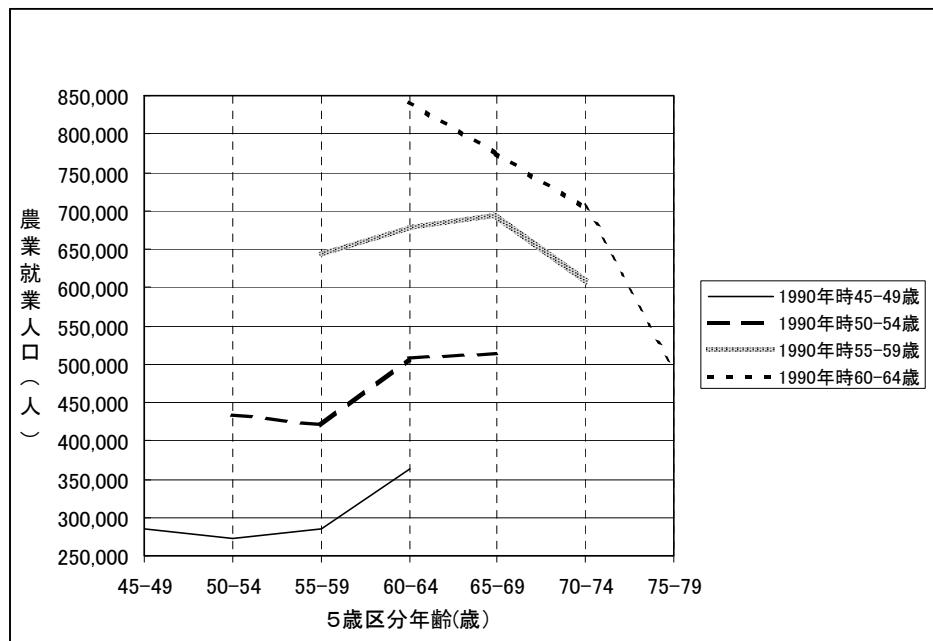
日本の公的なセーフティネットは、伝統的に「男性稼ぎ主型における家族」と企業を担い手とするものであり、その水準は「古い共同体に支えられた低水準なもの」<sup>5)</sup>であった。とはいえ、こうした「低水準」なセーフティネットですら空洞化するという現状で、我々の生活は変容を余儀なくされているのである。

次の問題として、当研究所でも長年取り組んできた急激な高齢化の進行がある。

すでに、全国の高齢化率は20.8%に達しているが<sup>6)</sup>、高齢化の進行とセーフティネットの空洞化が同時進行であるため、若年層の将来に対する不安感も拡大していることが最も大きな問題であろう。とりわけ農村部・農業就業人口の高齢化は、農家世帯で約3割、農業就業人口では6割以上に達するほか、農業部門別でみても施設野菜・果樹類など多くの作目で、過半を60歳以上が占めており、もはや農業は「高齢産業」という実態にある。

こうした中では、単に構造政策的に高齢者のリタイアを促進し担い手から排除するだけでは、特に中山間地域においては「農業の担い手そのものが全く不在」ということになりかねない。筆者はかねてより、地域農業の高齢化はネガティブに捉えるべきではなく、兼

図-1 農業就業人口の変化（販売農家／全国男女：1990年→2005年）



(資料) 農林業センサス

業等に従事し定年退職後に就農する「定年帰農者」が増加している中で、その重要性に着目すべきであるとしてきた。

この実態を図示したものが図-1である。ここには、40～50歳代前半は兼業等に従事しているが、その後65歳頃まで兼業から農業を中心に移行する層が多いこと、しかしそれ以上の年齢になると、農業からのリタイアが多くなることがはっきりと示されている。すなわち、こうした定年帰農者等高齢者・高齢Uターン者をどのように活用するかの検討が喫緊の課題となっているのである<sup>7)</sup>。また、今後本格化する「2007年問題」のもと、農村以外の地域でも、高齢者がなるべく介護を要さない「元気な高齢者」でいられる活動・活躍の場をどうつくるかが重要である。

ところが、介護を要する高齢者に対しては、山間地域等の「不採算地域」をはじめ各地で脱法行為の果てに事業から撤退した「コムス

ン」をはじめ、民間事業者の体質が問題とされている。現在、農村部における介護は、社協をはじめ農協系統も積極的な事業展開に取り組んでいるが、今後介護保険の財源問題も含めた見通しは極めて不透明になっている。

次にあげられるのが、我々が生きていく上で欠かせない「食」とそれを支える「農」をめぐる諸問題である。

それは、ついに39%と「世界最低水準ライン」まで落ち込んだ食料自給率問題と、この15年間で総農家数が約1/4にあたる約100万戸が減少し284.8万戸となった農業生産基盤問題の両面にわたる。国が構造政策を連呼しているにも関わらず、販売農家に占める主業農家の割合はむしろ減少し「主たる担い手」への農地集積も依然として進んでいない<sup>8)</sup>。農地面積の減少、土地利用率の低下、耕作放棄の問題もより拡大の一途を辿っている。

しかし現行の農業政策においては、これを打開する「ひと」と「組織」にかかるビジョンが十分示されてはいない。これがさらに大きな問題である。2007年度から「品目横断的経営安定対策」が推進されるとともに、株式会社の本格参入も射程に入れ法人経営を農業の担い手の中心に据える議論が展開されている。かかる政策は、北海道や府県平地農業地域のごく一部で通用したとしても、担い手そのものが不在で優良農地ですら耕作放棄が進行している実態、農村における集落機能や兼業農家の果たす役割、さらに高齢化が進む中での高齢農家層の活用といった視点が欠落していることから、その実現は厳しいと思われる。

もとより「品目横断的経営安定対策」には選別的な要素が強く、また生産物価格下落時には機能しないとする批判も多かったが、実際に、運用初年度の2007年秋の時点で制度の欠陥が指摘され、政府自ら見直しを宣言する結果となった。2007年の参議院選挙において、農村部で政権党が大敗した原因には、この政策への批判が強くあることを忘れてはならないだろう。

一方、消費者に対する各種調査では、「食」の安全が「不安である」という声とともに、「自給率向上」も強く望まれている。にも関わらず、ここ約10数年間で、牛乳・乳製品等の各事件、BSEとそれに伴う輸入牛肉問題や食品の相次ぐ偽装表示等、「食」をめぐる事件が相次いでいる。これらは、基本的に、輸入依存となった我々の「食」の問題点が一挙的に噴出したものであるが、同時に生産性と効率重視の隘路に追い込まれた国内農業生産のありようもまた、大きく影響している。本来、

安全・安心な「食」を支える「農」が疲弊し、両者の距離がより遠くなっているのが実態といえる。

以上3つの問題が、「第1の課題」である農協と地域をとりまく状況である。すなわち、我々を支えるセーフティネットが空洞化していること、特にそれが「高齢化」と「食・農の危機」という2つの面で地域の大きな問題となっているのである。ここに、私たちが生活を守るために具体的な課題が集約されている。それは、私たちが生きていくためには、地域の様々な人と組織の力を集め、とりわけ「高齢化」と「食・農」に関わるセーフティネットを再構築することである。

### 3. 総合農協の特質

#### セーフティネット再構築とオルタナティブ

では、こうした課題に対応する主要な組織単位は何であるのか。ここで筆者は、「第2の課題」として、改めて総合農協の機能と特質に着目すべきと考える。

いまでもなく日本の総合農協は、生活の基本となる資金に関わる信用事業、生命・建物等ライフラインを保障する共済事業、営農と生活に密着した経済事業のほか、高齢化が進む中での高齢者福祉事業まで、地域実態に適合する形で、農家組合員のみならず地域住民の生活全般を支える総合性を發揮し、非営利協同事業の展開によるセーフティネットの基礎的部分を提供してきた。

今日、農業集落でも非農家世帯が増加するなど混住化が進むとともに、農協の准組合員

比率が高まる中にあっては、現在の総合農協は実態的にもはや農家の職能組合とはいえず、「食・農」と「信用・共済」をベースに、人々の生活を支える地域協同組合として機能しているといえる。同時に組合員・利用者の多くが、こうした農協の総合事業の維持とサービス強化を望んでいることからも、今後とも一定の支持を得ていくと考えられる<sup>9)</sup>。近年の「高齢化」に対しては、ホームヘルプサービスやデイサービスをはじめとする高齢者福祉事業とともに、女性部の助けあい活動などによる内部の自主的な組織活動が対応している。無論「食・農のセーフティネットづくり」は、もとより農協の本来事業であるが、最近の農産物直売所の隆盛にみられるように、従来の市場出荷一辺倒を改め地産地消の対策も強化しつつある。

今後重要な定年帰農の支援や、それと農産物直売所運営の連携など、高齢者の生きがいと「食・農」が直結した重層的な課題に対応しうるのも、総合農協以外にない特質であり、「農協の強み」にほかならない。すなわち、公的なセーフティネットが空洞化するもとでは、相互扶助をベースにし、かつ経済行為として地域の人々の生活を支えうる総合農協の事業・活動・組織こそが、まさにセーフティネットを再構築する主体として、その役割を發揮すべきものといえる。

ここで改めて、「農協が、地域に立脚した非営利の協同組合であること」の意味を考えてみたい。つまり協同組合とは、営利を目的とするものではなく、同時に、農協は地域から逃げることができない組織であるということ

である。営利を目的とし、かつ地域外の資本による株式会社組織において、商売する「土俵」が「市場原理になじまない」「儲からない」地域や分野となった場合、果たしてどのような経営行動を取るのか。

先日問題となった高齢者福祉事業におけるコムスンの無惨な実態で明らかのように、そこにある経営行動は基本的に「撤退」しかない。これは、コムスンのように脱法行為の果ての撤退でなくとも、社会的倫理の価値判断や経営者の優劣の問題に留まらない、利潤の極大化を目的とし、特に地域外の資本構成による株式会社における基本的な構造問題である。

しかし先に挙げたセーフティネット再構築の課題は、市場原理での解決は不可能なものばかりである。もちろん、協同組合やNPOのような非営利組織といえども、経済行為としての再生産を目指すには、組織・事業における経営管理 (management) とガバナンスが重要であることはいうまでもない。また、「地域」といっても、農協の広域合併で地域単位が広域化するとともに、場合によっては支所・支店の統廃合により「農協の顔がみえにくい」地域が出現しているのも事実である。

ただ、そうではあっても、やはり農協の基本的な目標となるのは、市場原理に基づく利潤の極大化ではなく、地域の中で人々が持続的に生活できる社会環境を創造するといった意味での再生産であり、地域を単位とした人と人の結合がそのベースにあるということに変わりはない。逆にいえば、そのような事業・組織体でないかぎり、新自由主義的政策のもとで市場から切り捨てられる人々をつなぎとめるのは、不可能であるといえよう。

もちろんそれは農協単独で行えるものではなく、行政や様々な地域のNPO、そして農協内の女性部など自主的な活動とヨコにつながって対応すべきものである。

以上が「第2の課題」に対応する総合農協の位相である。

まずもって、こうした機能、すなわち農協の総合的な事業展開が、今日の市場環境と生活破壊に対抗するオルタナティブになりうるという自覚を、農協系統組織関係者に求めたい。今日の社会・経済情勢の分析不足によって、内部化させている自らの巨大な資源や潜在能力を、過小評価していると思えてならないのである。

#### 4. 農協「解体的再編」攻撃の展開 総合性の「解体」を意図するものは何か

農協関係者が、なかなか自らの資源と潜在力を有効に活用しきれないでいる中、我々と異なる勢力は、自らの事業範囲を拡大すべく標的を定めてきている。具体的には、信用・共済事業のハードルを下げ(分離分割)、農協の事業・組織を金融市場のカオスに放り込むとする「規制緩和」側の動きが強まっているのである。

これは、すでに協同組合金融の独自性を否定し、農協や信金・信組等を市中銀行と同一の土俵に乗せようとする様々な行政側の指導等に具体化されつつあったが、その着地点として、規制改革会議は、2005年に出した「農協改革提言」によって彼らの意図を具体化した。「農協が信用・共済事業等幅広い事業を手

がけていることにより、赤字補填が容易で経済事業の合理化を阻害し、かつ農協以外のサービス主体とのイコールフッティングになつていいない」ことに問題があり、この解決のために、「少なくとも金融事業(共済事業)と経済事業は分割、再編するというところまで踏み込んで提案できれば」とまとめ、農協各事業の分離・分割(株式会社化)を提唱してきたのである。

この前段には、JA全中の内部監査への批判が配置されており、「ガバナンスの強化」という当然の課題の延長に、農協を「よりよくするため事業単位での分離・分割が不可欠である」という論理構成になっていることに注視する必要がある。筆者は、すでにこの動きに対して歴史的な流れを踏まえながら論じ批判したが<sup>10)</sup>、この議論が当面「棚上げ」になっていることもあり、農協系統組織内では危機感が共有されているといえない状況にある。

しかし、こうした「攻撃」はすでに新たな段階に入っている。すなわち、同じ文脈で惹起した「共済規制問題」がそれである。すでに「偽装共済」規制を理由とした2005年4月の保険業法改訂の際、それ以前に存在した不特定者に対する「保険」と特定者に対する「共済」を仕切る壁を、法律的に廃止してしまっているのである。

すなわち「共済を自称する保険業者と協同組合共済、労働組合の共済、協同自治組織による自主共済も一切もひとくくりにして、保険業法にとりこみ規制の対象とした」<sup>11)</sup>中で、あとはどこまで「適用除外」になるかという話だけであり、運用の検討も金融庁主導で進んでいる実態にある。

農協共済を始めとする制度（認可）共済は、当面適用除外になっているため、農協系統組織内ではほとんど議論されていないが、①共済事業の根拠法である管轄省庁下の各事業法が、基本的に、保険業法をより上位に位置づけるようになったこと、②保険業法を管轄する金融庁の判断で適用除外の見直しが可能で、すでに「5年後に見直す」と明記されていること、③これにより総合農協の信用・共済事業の分離分割＝農協の「解体的再編」が、制度的に極めて容易になったことなどから、重大な問題が惹起しているのである。

すでに、「PTA安全互助会」や山岳団体の「遭難対策基金」など実績のある自主共済（根拠法を持たないが健全に運用されてきた共済団体）も、2008年3月までにイコールフッティングを図った上で少額短期保険業者となるか、廃業するかを金融庁に迫られており、社会的にも大きな問題となっている。

これらは、単に日本政府の政策変更などではなく、郵政民営化と同様、市場拡大を通じて外資ファンド・保険会社の参入を意図したアメリカによる対日要求の所産であることはいうまでもない。同時に、少子高齢化等による国内市場の狭隘化が必然である中で、銀行各社・保険業者もまたこうした動きに敏感に反応している。

しかし、こうした市場原理に基づき、農協が持つ「食・農」から「生活支援」に跨る総合性を解体する動きの延長線上に、地域におけるセーフティネットの再構築はありえず、地域の人々はこれまでより不安な状況を迎えるを得ないのである。遅きに失したとはいえ、農協系統組織は本格的な対抗策の議論を

開始すべき時ではなかろうか。

では現場の農協は、具体的にどのように対応すべきなのか。最後に、筆者が以前、本誌で紹介した愛知県・ひまわり農協の事例に簡単に触れる<sup>12)</sup>。

同県豊川市を中心とするひまわり農協は、長期共済保有高が持続的に純増するなど堅調な信用・共済事業実績が著名であるが、その背景には、①女性部活動の積み上げによる国内でも有数の農産物直売所事業など地産地消を重視した「食・農」の事業・活動、②地域への農協の理解を広め正組合員を含む組合員の純増を図る組織活動、③地域の子どもたちを引率する各種ツアーや、④金融専門職員による独居高齢者に対する「声掛け運動」などで、農協の評価を総合的に高めた努力がある、という実態が明らかになっている。直近の筆者による現地ヒアリングでも、取組みの継続が確認されているが、多面的な地域活動により、女性・高齢者・子どもたちも含めた地域における「JAファン」を引き続き増やしているものと思量される。

現地で度々聞かされた「地域のヒーローになれる特効薬的な対策はない。“食と農”を基礎に、ホームランではなくタイムリーヒットを打っていくような地道さと多面的活動が重要」「子どもたちのスキーや高齢者への声掛けは、事業実績にすぐ結びつくものではないが、積み重ねの実績で地域からの信頼感を醸成している」「こうした取組みの結果として、堅調な事業実績があるのであって、その逆では絶じてない」といった役職員の発言に、今日の農協の目指すべき方向が示されていると考えられるのである。

## 5. まとめにかえて

### 農協が、地域の中で人々とともに生きるために

農協が、政府のイコールフッティングの指導に従い、金融市場でメガバンクや保険会社と全く同種の金融商品を売り、当面の普及推進目標を消化するために仕事をこなすだけならば、別に「農協である必要」も「協同組合を名乗る必要」もない。金融庁でなくとも、「どうぞ正々堂々と株式会社になり、市場で競争してください」となるだけだろうし、規制改革会議のブレーンらが声高に主張するような、様々な農協の「解体的再編」の仕上げに向けた具体策<sup>13)</sup>も実現されるに違いない。農協は「農協の強み」を活かさない限り、「金融商品・生活購買の商品ならほかにもある」ということになりかねないが、そもそも十分な「差別化」も図れず、ミニ銀行・ミニ保険会社化した農協は支持も得られにくいだろう。

これまでの各種調査結果をみても、加入者等の農協共済に関する評価ポイントは「親しみやすさ」に集中していた。農協の非営利性・地域性は、今日なお一定の評価を受けているのである。現在、テレビCMではカタカナ生損保が大攻勢をかけ、「株式会社の効率性」ばかりが喧伝されており、農協のような協同組合の影は薄くなるばかりだ。

しかし一方で人々は、崩壊したファンドなど営利一辺倒の事業姿勢に危うさも感じているし、「自然志向・安全な食」を求める声は強まる一方である。もし地域の人々の間で、農協の事業を利用し組織に参加すること（組合員となること）が、地域の縁と安心な食を担

保することになるようなイメージが膨らんだなら、農協の「強み」の発揮と事業・組織の「差別化」はよりスムーズにいくのではないか。さらに、全国各地の農協が、本稿であげたような今日の社会環境により自覺的になつた時、農協と地域の様々な問題が視野に入り、どういう人々とどのように手をつなぐべきかが明らかになるのではないか。

そうなつたとき、農協はより「自信の持てる」組織になるとともに、そうした実績を残していくれば、黙っていても世論が農協を支えるであろう。農協の「解体的再編」に対する援軍にもなるに違いない。

今こそ農協系統組織関係者は、地域に対して、「食・農」「生活支援」を旗印に「打って出る」べき時であり、また連合会はその支援を惜しむべきではなかろう。

#### 【注】

- 1) こうした筆者の現場体験に基づく各種提言は、以下にまとめてある。高橋巖（2005）「汝、現場の汗と涙を忘れることなかれ—私の至らない農協系統生活19年間への自戒の念を込め—」全共連平河会『共済仲間の談話室』第22号（非公刊）。
- 2) 本稿は、筆者が、2007年10月13日に日本協同組合学会第27回大会シンポジウムすでに報告した「協同組合とソーシャル・キャピタル—総合農協の特質との関連でー」（『協同組合研究』に加筆修正の上掲載予定）の一部をもとに、以下の関連論文を踏まえ大幅な修正を加えたものである。関連論文をあわせて参照されたい。高橋巖（2004）「地域社会におけるセーフティネットと共済事業—グローバリゼーション・高齢化の下でー」『共済と保険』第

- 46巻第11・12号、同 (2006 a) 「農協・協同組合の地域における役割を考える～「反協同組合論」の系譜と農協の「解体的再編」論議等を踏まえて～」『共済と保険』第48巻第1号、pp. 16-24、同 (2006 b) 「今こそJAは地域を基盤にするとき—JAの地域における“強み”を見直そう—」兵庫県農業協同組合中央会『協同』第1198号、同 (2007) 「制度共済の今後と自主共済への影響—農協共済を中心に—」『いのちとくらし研究所報』第20号、pp. 46-57。
- 3) 2007年8月発表の厚生労働省「所得再分配調査」(2005年)における「当初所得データ」による。なお、厚労省は、所得再分配によるジニ係数の改善度は26.4%で過去最高になったとしているが、それでも「所得再分配後」のジニ係数は0.3873とやはり過去最高水準になっている。[http://wwwdbtk.mhlw.go.jp/toukei/kouhyo/indexkk\\_6\\_9.html](http://wwwdbtk.mhlw.go.jp/toukei/kouhyo/indexkk_6_9.html)  
また、ジニ係数の上昇は高齢化を主因とし所得格差の拡大ではないとする政府等見解への批判は、「非正規雇用の分析視点がない」とする岩田規久男らの分析が有効と考えられる。同 (2006) 『「小さな政府」を問いかねよ』ちくま新書、pp. 216-225。
- 4) いまでもなくここでのセーフティネットとは、金融・保険事業における狭義の定義ではなく「社会的なセーフティネット」を指す。橋木俊詔 (2000) 『セーフティ・ネットの経済学』日本経済新聞社。
- 5) 大沢真理 (2004) 「綻びる日本型セーフティネット」川口清史・大沢真理 (2004) 『市民がつくるセーフティネット—信頼と安心のコミュニティをめざして』日本評論社、pp. 11-34。
- 6) 総務省統計局2007年10月現在推計値。  
<http://www.stat.go.jp/data/jinsui/2006/>

#### index.htm

- 7) この論点は、高橋巖 (2002) 『高齢者と地域農業』家の光協会、を参照。
- 8) 農水省『農林業センサス』、データは2005年現在。
- 9) 農林中金総研プロジェクトチーム (2007) 「日本の農業・地域社会における農協の役割と将来展望(下)」『農林金融』2007年7月号、pp. 33-34。
- 10) 高橋 (2006 a)、前掲論文。
- 11) 押尾直志監修・共済研究会編 (2007) 『共済事業と日本社会—共済規制は何をもたらすか—』保険毎日新聞社、p 17。
- 12) 高橋巖 (2004) 「JAにおける組合員化対策の重要性—愛知県・JAひまわりの事例から—」『共済総研レポート』第76号、pp. 27-31。また、全国共済農業協同組合連合会(農協共済総合研究所受託：執筆担当高橋巖) (2005) 『JA共済事業と組合員化対策—愛知県・JAひまわりの取組みを事例として—』。直近の調査結果は、注2)で示した『協同組合研究』論文に掲載予定。
- 13) たとえば、神門善久 (2003) 「「農協すなわちJA」の呪縛に終止符を」『農業と経済』2003年8月号、pp. 14-22。

#### (PROFILE)

1961年生まれ。日本大学大学院博士前期課程修了後、埼玉県(旧)狭山市農協職員、当研究所主任研究員等を経て、2005年より現職。博士(農学)。

○主な著書 『農に還るひとたち—定年帰農とその支援組織—』(共著:農林統計協会)、『高齢者と地域農業』(家の光協会)、『JAの高齢社会への貢献』(共著:家の光協会)、ほか。